

不定期刊行物

翔 べ、優 駿

(第42号) 平成24年10月1日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0026 島根県益田市あけぼの西町 8-12

TEL: (0856) 22-2073 FAX: (0856) 24-2785

URL <http://www.tabara-office.com/>

E-mail : yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

お陰様で24周年

当事務所は明日で満23年になり、24年目に入ります。本年は、私が司法書士・行政書士事務所を開業して以来、最も厳しい年になりましたが、皆様のお陰で、なんとか24周年を迎えることができました。皆様のご支援に感謝しております。

今後とも厳しい状況が続くことと思いますが、今まで以上のご支援を、どうかよろしくお願いいたします。

「国民の祝日に関する法律」について

今月8日(月)は体育の日で休日ですが、国民の祝日に関する法律には体育の日をはじめ15日の祝日が定められています。元日や憲法記念日のような重要な祝日は月日が確定していますが、それ程重要でない体育の日などは10月の第2月曜日などのように年によって日が変わり、長期連休を増やすように定められています。このような休日を増やす意図は、この法律の第3条に明確に表されています。第3条第2項は国民の祝日が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日を休日とすると定めています。これは通常は国民の祝日の次の月曜日を休日にして3連休にするという意味ですが、5月3～5日のゴールデンウィークのいずれかが日曜日になるときは、5月6日

を休日にするという意味です。また、第3条第3項は、その前日及び翌日が国民の祝日である日は休日とすると定めています。これは9月21日の敬老の日に対し、毎年変動する秋分の日が23日になった場合に22日を休日とし、シルバーウィークにしようという意味です。祝日で鋭気を養い、明日の仕事を頑張りましょう。